

新型コロナ専門家会議議事録作成問題に関連する 情報公開訴訟を提起しました

1 本事案の概要

訴訟の対象： 新型コロナウイルス感染症対策会議の請求受け付け時点で開催された会議についての行政文書管理ガイドラインの定める「議事の記録」の情報公開請求に対し、各回専門家会議の議事概要及び配布資料を特定して全部開示決定としたことの取消し

原告： 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木由希子（法人として原告）

被告： 国（処分庁：内閣官房副長官補）

提訴日： 2020年10月28日

代理人： 出口かおり、安齋由紀

2 情報公開請求及び事案の背景

(1) 背景

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は簡単な議事概要を作成して公表していたものの、いわゆる議事録を作成しておらず問題化した。

2020年3月10日、政府は公文書管理法の実施指針にもなっている行政文書管理ガイドライン（以下、「ガイドライン」）の定める「歴史的緊急事態」に新型コロナ対策が該当すると閣議で了解した。該当する場合、①政策決定・了解を行う会議については、「議事の記録」（開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載したもの）等を作成・保存するものとし、②政策決定・了解を行わない会議については、活動期間、活動場所、チームの構成員、その時々々の活動の進捗状況や確認事項を記載した文書、配布資料等を作成・保存することとされている（ガイドライン P13）。

このガイドラインを受け、政府は、専門家会議は②に該当するため議事録の作成は要しないが適正に記録は作成されると説明してきた。しかし、ガイドラインは懇談会等については常時、「議事の記録」の作成を義務づけている。これは、公文書管理法第4条の定める文書作成義務の範囲を定めたものである。専門家会議はこの「懇談会等」に該当するため、歴史的緊急事態であるか否かにかかわらず、議事の記録を作成する必要がある（ガイドライン P12）。

歴史的緊急事態とは、特に重大な事態であるため、常時文書の作成が義務づけられている範囲に上乗せして特に記録を残すために設けられたものであるため、通常の文書作

成義務の範囲を遵守することは当然求められており、専門家会議は②であっても議事の記録の作成義務はある。

専門家会議が「懇談会等」に該当することは、菅官房長官（当時）が2020年6月1日の会見で認めており、専門家会議が「議事の記録」の作成を要するものであることも認めている。しかしながら、同会見で同時に「議事の記録」は「発言者と発言内容が1対1対応でないこともあり得る」とも説明しており、「議事概要を作成すれば問題ない」との認識も示した。

議事概要は、発言者を特定せずに発言要旨を記載しているものである。ガイドラインは「議事の記録」には「発言者及び発言内容」を記載するとしており、これに従えば、議事概要は「議事の記録」の要件を満たしていないものになる。同ガイドラインの改正を検討した内閣府公文書管理委員会では、「発言者及び発言内容」は紐づいているものを意味していることが内閣府より説明されており、ガイドラインの趣旨は明らかであるが、それと異なる解釈運用を新型コロナ対策という重要な事態において政府は主張しているということになる。

なお、議事概要とは速記録が作成されており、これは現在内容を不開示とする判断を政府は行っているが、10年後には国立公文書館に移管の上、原則公開されると説明している。この速記録を「議事の記録」とはこれまで説明していない。

(2) 情報公開請求

以上のような経緯を受けて、政府の説明にとどまらず行政処分として「議事の記録」に該当すると政府が判断する文書を確定するため、当法人は2020年6月3日付で内閣官房副長官補（内政・外政）に対して情報公開請求を行った。特定した請求対象は「新型コロナウイルス対策専門家会議の請求受け付け時点で開催された会議についての行政文書管理ガイドラインの定める「議事の記録」としており、ガイドラインの定める「議事の記録」を特定することを明確に求めている。

この請求に対して、2020年8月3日付で、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議第1～12回議事概要」「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議第1～15回配布資料」を特定し、全部開示決定を行った。いずれも、新型コロナウイルス感染症対策本部のウェブサイトで公表している専門家会議資料と同じものであった。これらは、発言者と発言内容のない記録であり、ガイドラインの定める「議事の記録」の要件を満たしていなかった。

3 情報公開訴訟の提起

本件情報公開請求は「議事の記録」の開示を求めたものであるが、要件を満たした行政文書が特定されていない。そのため、決定は全部開示であるものの、請求対象として求めている文書の特定及びその存否を回答しておらず、文書の特定に誤りがあることから、全部開示決定は誤りであるとして決定の取り消しを求める本訴訟を提起した。

本訴訟は、開示決定の取り消しを求める訴えであるが、主な争点は、現在請求対象文書として特定されている専門家会議議事概要及び配布資料が「議事の記録」に該当するか否かになる。

4 本訴訟の意義

政府はこれまで説明として、専門家会議の議事概要が議事の記録に該当すると繰り返し主張している。しかし、専門家会議に限らずガイドラインは政府全般の審議会等及び懇談会等に関する議事の記録の作成にかかわるものであり、政府の主張は専門家会議だけの問題ではなく公文書管理法の解釈運用一般に影響を与えるものである。とりわけ、専門家会議の「議事の記録」作成問題は、政府における審議会等の議事の記録が発言者と発言内容を必ずしも紐づけなくてもよいという、官房長官会見の発言はいわば政府の公式見解であり、今後、審議会等・懇談会等について同様の議事の記録作成を肯定する根拠になり得るものだ。したがって、専門家会議の発言者の記載のない議事概要を「議事の記録」と容認する運用を認めることは、公文書管理法施行以降積み重ねてきた文書の作成義務の範囲を後退させることになる。

専門家会議の「議事の記録」を請求対象行政文書として特定していない全部開示決定を容認することは、議事概要を「議事の記録」と容認することと同義である。原告としては、歴史的緊急事態というより丁寧に記録を残すことが求められる事態においてその逆のを行い、それを一般解釈として定着させようとする政府の運用は看過できない。本訴訟でこれを争うことが、公文書管理法及びガイドラインの解釈運用の適正化に資する意義があると考えている。

5 連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

担当 三木由希子（理事長）

TEL.03-5269-1846 E-Mail icj@clearing-house.org

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町 14-7 芝本マンション 403